

い」というところもたくさんあります。今まで車を出かけるときの交通手段として使ってきた人に対し、認知症になったから今すぐ運転はやめましょうと言っても、すぐにやめられるものではありません。しかし、そのまま放っておけるものではありません。すぐに結論がでることではありませんが、症状が軽いうちから主治医に相談し、どうするのが一番いいのか、家族全員で考えていきましょう。

「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」(国立長寿医療研究センター長寿政策科学研究所のホームページからダウンロードできます)には、運転者が認知症になった時の対応が具体的に紹介されていますので参考にしてください。

平成29年3月に施行予定の道路交通法改正によって、75歳以上の運転免許を持っている方が、免許を更新される時や一定の違反行為をしたときは、認知機能検査を受けることになります。認知機能検査の結果によっては高齢者講習を受けることや、医師の診断書の提出が必要になる場合があります。

65歳以上の高齢者の方が運転免許を自主返納すると、タクシーやバス料金の運賃の割引、県内のいろいろなお店での割引や粗品進呈などのサービスが受けられる「自主返納高齢者支援制度」があります。



▼苦労しました。運転をやめてもらうこと！（家族の言葉）

運転をやめもらうことにはとても苦労しました。何度も主治医とともに説得をして、ようやく夫は受け入れてくれました。車の運転はできなくなりましたが、大好きだった旅行には電車で行こうと計画しています。

例えば、幼い子どもであれば、親代わりとなる大人の存在も必要となります。また、子どもが、受験や進学、就職、結婚、出産、子育てなど人生の大きなライフイベントを迎える時期にある場合もあります。子どもには介護などを理由に人生の選択をあきらめることがないように、同居の家族、親族、地域、学校などが連携しながら、数年先から数十年先を見据えた支援が求められます。

(2) 経済的支援

経済状況により教育費の支払いが困難になった場合には、子どもの就学を支援する制度があります。詳しくは、学校や教育委員会等にお問い合わせください。



▼病気の説明をみんなで聞いてから家族で支えることができました。（家族の言葉）

先生から夫の病気について説明してもらったのはもう数年前になります。「お父さんの病気は治らないの？」と泣いていた子供たちも、今では大学生と高校生になりました。病気の説明を聞いてくれたことで、家族みんなで夫を支えることができ、周囲の皆さんと共に子供たちを支えていただきました。



8. 同じ悩みを持つ仲間と話したい

7. 子どもたちへの対応について

若年認知症の方は、子どもと一緒に暮らしている年齢で発症され、様々な課題に直面されることも多いことから、子どもたちへの対応も考えていく必要があります。

1. 子どもへの説明

認知症によって親の様子が徐々に変わっていくことに子どもが不安を抱くことがあります。子どもの理解力に合わせて親の病気について説明し、子どもが親との時間を悔いなく過ごせるようにすることが重要です。

2. 子どもへの支援

(1) 若年認知症の方を親に持つ子どもへの支援は、子どもの成長にあわせ精神的、経済的なことも含めて考えいかなければなりません。

1. 若年認知症の人と家族のつどい

若年認知症の方および家族が、気持ちを共有し、介護や生活の工夫を学び、不安感などの軽減を図りながら、自らの力を発揮できるよう、本人・家族の交流の場となっています。

(1) 若年認知症の人と家族会（サルビアの会）

守山市梅田町 2-1-303 (医療法人藤本クリニック)

電話：077-582-6032 / 090-7347-7853

(2) 公益社団法人 認知症の人と家族の会 滋賀県支部

草津市笠山 7丁目 8-138 (県立長寿社会福祉センター内)

フリーダイヤル：0120-294-473

(毎週 月～金曜日 10時～15時 祝日・お盆・年末年始は休み)

★県内各地で、認知症の人と家族のためのつどいを開いています。

どなたでもご参加できます。一人で悩まず仲間と出会ってください。

(詳しくは次ページの表をごらんください。)